

インターネット政策の在り方に関する検討アジェンダ(案)
に関する提案募集結果

2008年4月8日

総務省総合通信基盤局

提案・意見提出者一覧
計 11 件

(受付順、敬称略)

受付	提案・意見提出者	代表者氏名等
1	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	取締役社長 佐藤 稔
2	社団法人テレコムサービス協会	政策委員会
3	KDDI 株式会社	代表取締役社長 小野寺 正
4	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長 中村 維夫
5	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	代表取締役社長 安井 敏雄 代表取締役社長 エリック・ガン
6	ヤフー株式会社	代表取締役 井上 雅博
7	株式会社USEN	代表取締役社長 宇野 康秀
8	エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社	代表取締役社長 和才 博美
9	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO 孫 正義
10	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長 森下 俊三
11	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長 和才 博美

(○：アジェンダ案に賛同のご意見)

(☆：現検討項目の論点に含まれるもの)

全般的な意見

提出者	意見	ポイント
テレコムサービス協会	<p>インターネットが社会生活や経済活動を支える基盤的インフラとなる中で様々な課題が生まれつつあること、および IP 化の進展に応じ通信事業者による次世代ネットワークの構築が現在進められつつあり、今後、インターネットと共存または競争が進展していくこと等、インターネットを取り巻く環境が大きく変化する中で、本懇談会において今後の政策の方向性を検討し、適宜、必要な政策を実施していくことにより、インターネットが消費者のニーズに合った基盤的インフラとして発展していくことが期待されます。</p> <p><提案></p> <p>新たに登場する次世代ネットワークとの共存関係の構築に係る検討に当たっては、「インターネット政策の在り方に関する検討アジェンダ」(案)に記載された通り、消費者の利益の最大化を図ることを基本目標に、「ネットワーク中立性」に関する3つの要件の原則を競争中立的に適用していくべきと考えます。</p>	<p>○</p> <p>■ネットワークの中立性の3原則の競争中立的な適用が必要。</p>

1 基本的考え方

提出者	意見	ポイント
ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>【提案】</p> <p>「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書 (2007年9月)」で述べられているとおり、ネットワークの中立性に係る検討に際しては、インターネットと次世代ネットワークの関係に留意する必要があると考えます。</p> <p>その際には、従来の議論をより深めるため、以下の点に留意して、両者の関係を整理することが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">- レイヤモデルに沿ったインターネットの現状分析 (例:「図1 ブロードバンドインターネットの現状」参照)- インターネットと次世代ネットワークにおけるレイヤ毎の比較分析 (例: インターネットは各端末の機能によってセキュリティを確保するのに対し、次世代ネットワークは網機能によりそれを実現する点等)- 個々のユーザの求める機能やアプリケーションを、下位レイヤに係らず自由に選択し組み	<p>■ネットワークの中立性の検討に際してはインターネットと次世代ネットワークの関係に留意することが必要。</p> <p>☆</p>

合わせできるような、インターネットと次世代ネットワークの関係及び次世代ネットワーク同士の関係（エンドエンドでの QoS 確保が可能な相互接続等）の整理（例：「図 2 次世代ネットワークとインターネットの在るべき関係」参照）

また、インターネットと次世代ネットワークが共存する状況下においては、端末レイヤとアプリケーションレイヤの接続を確保する上で、様々なビジネスモデルが想定されるため（例：「図 3 次世代ネットワークとインターネットの構成概念図」参照）、この点についても留意が必要です。

従って、「インターネット政策懇談会」（以下、「本懇談会」という。）または「作業部会」（以下、「本懇談会」と「作業部会」をあわせて「本懇談会等」という。）においては、以下の基本的視点を持って、具体的検討項目を議論することを提案します。

[検討における視点案]

- レイヤモデルに沿ったインターネットの現状分析
- インターネットと次世代ネットワークにおけるレイヤ毎の比較分析
- 個々のユーザの求める機能やアプリケーションを、下位レイヤに係らず自由に選択し組み合わせできるような、インターネットと次世代ネットワークの関係及び次世代ネットワーク同士の関係（エンドエンドでの QoS 確保が可能な相互接続等）の整理

図 1：ブロードバンドインターネットの現状

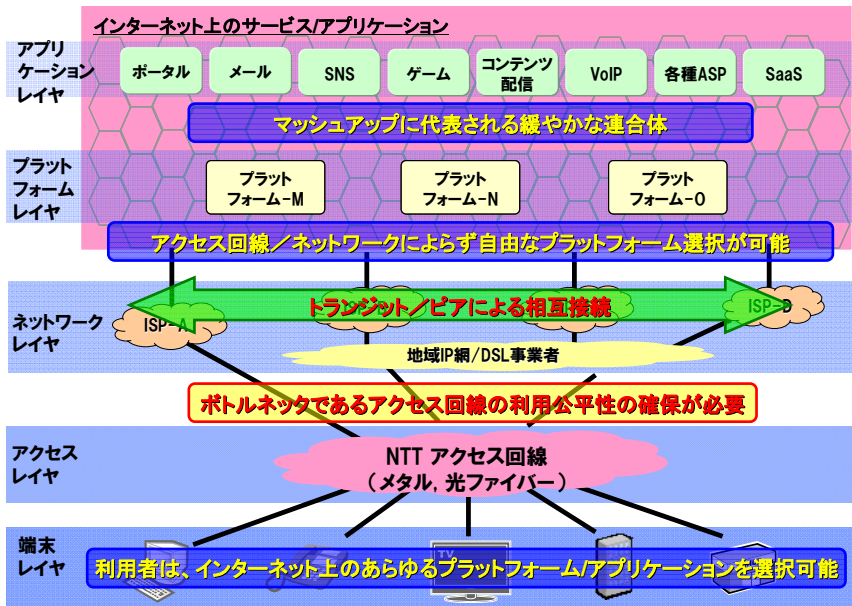


図 2：次世代ネットワークとインターネットの在るべき関係

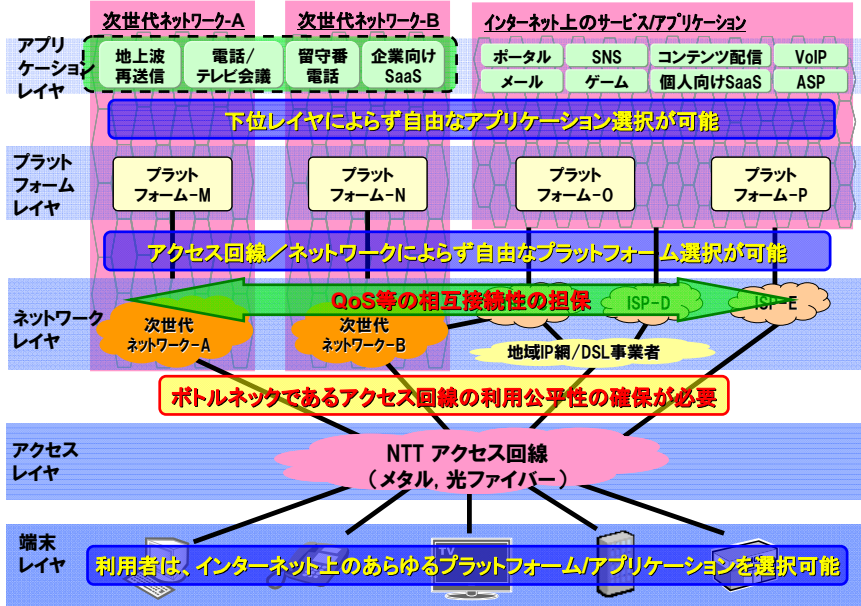
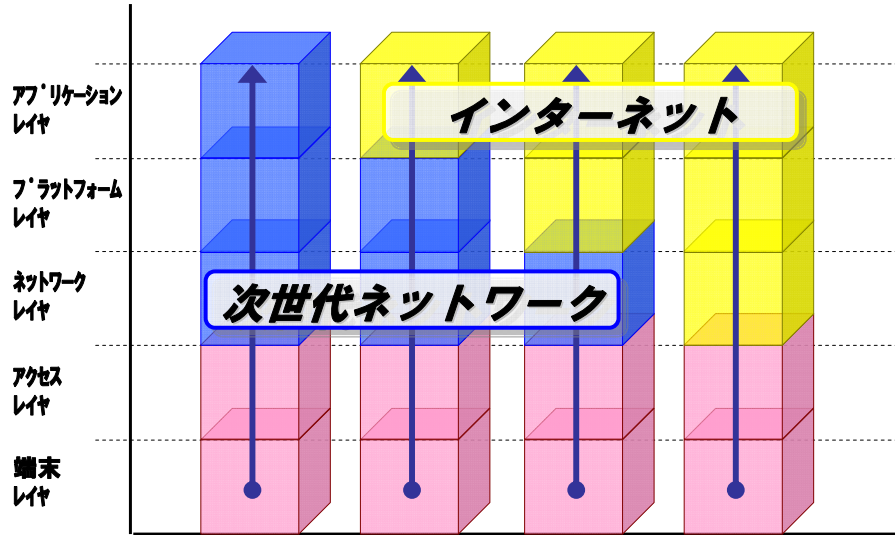


図 3：次世代ネットワークとインターネットの構成概念図



NTTコミュニケーションズ	<p>IP化やブロードバンド化の進展に伴う技術革新による不確実性に直面しているインターネット関連の事業領域において行政当局が事前に市場やサービスの動向を予見することは極めて困難であると考えます。従って、ロードマップの検討においては、市場機能による調整を基本とし具体的な問題が生じた場合に事後規制を検討するという競争の規律に関する基本的なアプローチを明確にする必要があると考えます。</p>	<p>■市場機能による調整を基本とし、具体的な問題が生じた場合に事後規制を検討するという基本的アプローチの明確化が必要。 ☞☆</p>
---------------	--	---

2 具体的検討項目

(1) ネットワークのコスト負担の公平性の確保

項目	意見		ポイント
	提出者		
1) ①トラフィック分散のためのコンテンツ配信技術の普及・高度化	KDDI	<p>ガイドラインの検討結果だけでなく運用状況を踏まえ、問題を明確にした上で議論することが適当と考える。</p>	<p>■トラフィック分散の在り方について問題の明確化が必要。 ☞☆</p>
	イー・アクセス イー・モバイル	<p>P2Pによるトラフィックは、大半がWinnyを代表とするファイル交換ソフト使用によるものと思われ、P2Pによるコンテンツ配信のマーケットへの認知・普及は進んでおらず、その影響か、P2Pソフトは危険であるという意識がユーザに根強く、コンテンツ配信におけるP2Pの普及を妨げる障壁となっています。</p> <p>また、コンテンツをキャッシングした場合の著作権等の扱いも諸外国と比較して法整備が十分でなく、P2Pを広義のキャッシング技術とした場合の権利関係の整理やその整理を実現する技術の開発も必要と思われ。</p> <p>コンテンツ配信技術の高度化を目指すことも重要ですが、最優先させるべきは安全・安心な通信手段を確立し、上記マーケットの認識を払拭することによって、普及を促すことだと考えます。</p> <p>さらに、ファイル交換に続いて、映像のストリーミングによるトラフィックが急速に増大しており、この分野においてもコンテンツ配信技術の高度化とその普及が重要であると考えます。</p>	<p>■P2Pソフトが危険であるとの意識が根強く、コンテンツ配信におけるP2Pの普及を妨げる障壁。</p> <p>■コンテンツをキャッシングした場合の著作権等の扱い、権利関係の整理、これを実現するための技術開発が必要。 ☞☆</p> <p>■映像ストリーミングにおけるコンテンツ配信技術の高度化・普及が必要。 ☞☆</p>
1) ②帯域制御等の在り方	エネルギー・コミュニケーションズ	<p>帯域制御の前提としてスケーラブルなネットワークの構築を進めることが必要である旨の記述があるが、前提となるスケーラブルなネットワークの構築の方向性を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>スケーラブルなネットワークの構築水準を全国一様に一定のレベルを求めるような方向で検討されると、事業者によっては対応が難しいのではないかと懸念されます。</p>	<p>■スケーラブルなネットワークの構築について、その方向性を明確化することが必要（ネットワークのコスト負担における地域間の公平性についての議論が必要）。 ☞☆</p>

		特に、地方の事業者は、IX との接続が遠距離となり、上位回線とのランジット料などトラフィック運搬コストの点で負担額が大きいという現実もあります。このような地域的な要因により事業者のコスト負担の特性が異なっていることにも留意していただき、将来的に利用者が受けるサービスの品質や料金面で公平性を欠くことに繋がらないよう、ネットワークのコスト負担における地域間の公平性についても議論していただきたいと考えます。	
	KDDI	ガイドラインの検討結果だけでなく運用状況を踏まえ、問題を明確にした上で議論することが適当と考える。	<p>■帯域制御等の在り方について、（実際の）運用状況を踏まえた検討が必要。</p> <p>☞「帯域制御の実態等を踏まえつつ」との文言を追加。</p>
	イー・アクセス イー・モバイル	<p>前項でも記載しましたとおり、P2P トラフィックの大半は Winny を代表とする特定のファイル交換アプリケーションによって発生していると思われます。</p> <p>よって、ISP を含む通信事業者は、これらファイル交換アプリケーションによるトラフィックを制御することが、帯域制御の最も有効な手段であると考えられます。</p> <p>そのような状況下、07 年に発足した、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」が案としてまとめた内容から、この特定アプリケーションによる通信の「遮断」は不当であり、一定の基準値まで「抑制する」ことが業務上の正当な対応であると判断される可能性が高いと判断できます。しかしながら、特定のアプリケーションによって発生したトラフィックを「一定の基準で抑制」する手法については、広く公開されたものが見受けられません。このことから、今後の帯域制御の正しいあり方として、実際に帯域制御を実施している通信事業者の実例を挙げ、運用方法、ひいては、導入・稼働実績のある機器を推奨する等、その手法を明確にすることによって、各事業者に統一の手法・認識として帯域制御が実施できる環境が整うと予想されます。</p> <p>また、一般的に大容量アクセス回線事業者が採用している中継トラフィックの「ベストエフォート」ベースの制御は事業者の投資対品質とエンドユーザの価格対受益の関連性が帯域制御によりエンドユーザにとって更に分かりにくいものとなっており、今後のトラフィックの急速増大過程においてエンドユーザへの分かりやすい周知が重要となると考えます。</p>	<p>■帯域制御の運用面において、特定のアプリケーションによって発生したトラフィックを一定の基準で抑制する手法等の明確化が必要。</p> <p>☞☆</p> <p>■中継トラフィックの「ベストエフォート」ベースの帯域制御により、事業者の投資対品質とエンドユーザの価格対受益の関連性が分かりにくいものとなっている。</p> <p>☞☆</p>

ヤフー		<p>ヘビーユーザへの追加課金を求めるにしても、帯域制御を行うにしても、利用者の納得を得た上で行われるべきであり、そのためにはこういった利用によってどこがどのような原因により混雑し、追加投資が必要になるのか、といったことが利用者に透明性をもって開示される必要がある。通信はインフラなので、究極的には水道や電気のように利用者の使用した量を利用者に明確に示せるというところまでできるのであれば、それを示すことによって従量制にすること自体は納得が得られるものと思われるが、水道や電気のように使用量を単純明快に示せる性質のものではない以上、それに近いことができるよう、何をどこまで調査するのか、その調査方法、開示の手段等についても議論がなされるべきである。なお、その過程で、利用者の通信内容を調査することになる場合には、通信の秘密の問題が発生しないか（正当業務行為にあたるのか、あたらない場合どの程度の包括同意を利用者からとっておくことが求められるのか等）についても、あわせて議論する必要があると思われる。</p>	<p>■ネットワークの混雑の原因や追加投資の必要性等について、利用者に透明性をもって開示されることが必要。そのための調査対象、調査方法、開示の手段等について議論が必要。</p> <p>☞☆</p> <p>■上記の議論の過程で通信の秘密との関係について併せて議論が必要。</p> <p>☞☆</p>
USEN		<p>一部のヘビーユーザー等によるバーストラフィックが発生して契約者全体の通信速度が低下することを防止するため、全般的な帯域制御を緊急避難的に実施することや、また、特定のヘビーユーザーによるアプリケーションの利用について一定の水準を超えて帯域を消費し、その結果として契約者全体の通信速度が低下することが懸念される場合、これを制御することは社会的に許容されるものと考えられる。</p> <p>帯域制御の在り方については、各ステークホルダの議論の集約を経て、「通信の秘密」の確保や競争阻害行為の抑止との整合性を保ち、ガイドライン等で明文化されることが望ましい。</p> <p>一方で、「ネットワークの中立性に関する懇談会」への弊社提出資料P.8の通り、弊社が提供しているコンテンツ配信サービスにおいて、利用者からの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。</p> <p>弊社としては、通信事業者が特定のコンテンツに対して通信帯域の制限を行なっているのであれば、利用者およびコンテンツプロバイダに対して即時にその情報を開示することが必要と考える。</p> <p>コンテンツ・アプリケーションサービスが発展するための必要条件として、ユーザーの視点に立ち、ネットワークの透明性を確保すべきと思われる。そのためにはユーザーにとってわかりやすいレーティングを行い定期的に品質情報の開示を行ったり、特定のプロトコル・アプリケーション・端末等に関する利用制限内容の開示を徹底したりする必要があると考える</p>	<p>■帯域制御の在り方については、各ステークホルダの議論の集約を経て、「通信の秘密」の確保や競争阻害行為との整合性を保ち、ガイドライン等で明文化されることが適当。</p> <p>☞本年3月、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン（案）」が公表されたところ。☆</p> <p>■通信事業者が特定のコンテンツに対して帯域制御を行っているのであれば、利用者及びコンテンツプロバイダに対する情報開示が必要。その際、ネットワークの透明性を確保するために利用者にとって分かりやすいレーティングを行い、定期的な品質情報の開示、特</p>

		<p>が、高度に技術的・営業的な要素が深く関わるため、その導入に際しては慎重な議論が求められる。</p> <p>また、「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」P.30にある「監査」制度の内容や導入に向けては、上記主旨にかなうか、さらに慎重な議論が必要である。</p> <p>なお、電気通信事業関連4団体で構成される協議会で帯域制御の運用に関するガイドライン（仮称）の策定を検討中とあるが、当社は現時点で上記4団体に加入していないため、詳細な議論を認識する立場にありません。</p>	<p>定のプロトコル・アプリケーション・端末等に関する利用制限内容の開示の徹底等について慎重な議論が必要。その際、「監査」制度の内容や導入についても、上記の趣旨にかなうものか慎重な議論が必要。</p> <p>☞☆</p>
	<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】</p> <p>本件については、「インターネット政策の在り方に関する検討アジェンダ案」にあるとおり、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において、業界団体主導でガイドライン策定がなされているところですが、制御に係る基準を検討する際には、電気通信事業法における「利用の公平」や「通信の秘密」等の規定について十分に配慮する必要があることから、上記ガイドラインによる運用のみに一任するのではなく、総務省においても法解釈の明確化を図る等の措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>従って、以下の項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 帯域制御に係る行為の類型化と、その法解釈についての整理 	<p>■帯域制御に係る行為の類型化とその法解釈についての整理が必要。</p> <p>☞☆</p>
	<p>NTT西日本</p>	<p>ブロードバンド通信サービス市場においては、QoSに係る運用の差別化等を含むサービス間競争が現に行われており、また、各事業者のQoSに係る運用状況は市場からの評価に晒されている等、市場原理が働く環境になっていること等に鑑み、ネットワークに混雑が生じた場合に、各事業者が帯域制御を行うかどうか及びどのように帯域制御を行うのか等については、QoSに係る運用の差別化等によるサービス競争の機会が失われないよう、各事業者のサービス戦略に委ね、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねるといった視点での検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、08年3月17日より、日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会及び日本ケーブルテレビ連盟から意見募集が行われている「帯域制御の運用基準に関するガイドライン（案）」においても、「本ガイドラインは、あくまでも事業者としての行動の指針として、事業者団体が自主的に策定するものであって法的効力を有するものではなく、これを遵守するか否かは、個々の事業者の判断に任さ</p>	<p>■帯域制御の在り方については、各事業者のサービス戦略、市場原理に委ねることが必要。</p> <p>☞☆</p>

		れる」とされているところです。	
	NTTコミュニケーションズ	<p>帯域制御に関しては、基本的な枠組み等に留めることとし、運用の差別化等による各事業者のサービス戦略を否定することのないよう、より具体的な部分については各ISPの自由な判断を尊重し、利用者保護とIP網運用における実用性を両立させる必要があると考えます。</p>	<p>■帯域制御については基本的な枠組み等にとどめ、事業者のサービス戦略を否定しないことが必要。</p> <p>☞☆</p>
2) ①ベストエフォート型サービスに係る課金体系	イー・アクセス イー・モバイル	<p>ブロードバンドの普及と共にマーケットに浸透した「定額制」の課金概念を覆し、特定のエンドユーザに追加で課金するためには、エンドユーザが発生させたトラフィックをリアルタイムで認識させる方法が必要であり、また、エンドユーザは追加課金を回避するために、常にそのトラフィック情報をモニタする必要があることから、技術的な観点からも慎重に検討が行われるべきと考えます。</p> <p>また、一般的にエンドユーザに浸透している大容量アクセスのイメージ（100Mbpsや1Gbpsなど）と帯域制御によるトラフィックの抑制は相矛盾するところが多いので、エンドユーザに誤解等を与えることがないように十分な理解を促すことが必要と考えます。</p>	<p>■特定利用者へ課金するためには、常にトラフィック情報をモニターする必要がある、技術的観点から慎重な検討が必要。</p> <p>☞☆</p> <p>■帯域制御について利用者の理解を促すことが必要。</p> <p>☞本年3月、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン（案）」が公表されたところ。☆</p>
	ヤフー	<p>ヘビーユーザへの追加課金を求めるにしても、帯域制御を行うにしても、利用者の納得を得た上で行われるべきであり、そのためにはどういった利用によってどこがどのような原因により混雑し、追加投資が必要になるのか、といったことが利用者に透明性をもって開示される必要がある。通信はインフラなので、究極的には水道や電気のように利用者の使用した量を利用者に明確に示せるというところまでできるのであれば、それを示すことによって従量制にすること自体は納得が得られるものと思われるが、水道や電気のように使用量を単純明快に示せる性質のものではない以上、それに近いことができるよう、何をどこまで調査するのか、その調査方法、開示の手段等についても議論がなされるべきである。なお、その過程で、利用者の通信内容を調査することになる場合には、通信の秘密の問題が発生しないか（正当業務行為にあたるのか、あたらない場合どの程度の包括同意を利用者からとっておくことが求められるのか等）についても、あわせて議論する必要があると思われる。</p> <p>（再掲）</p>	
	USEN	<p>ヘビーユーザへの追加課金については、各通信事業者が各々のビジネスモデルに基づく経営判断に原則委ねるべきと考えます。</p>	<p>■ヘビーユーザへの追加課金については、各通信事業者の経営判断に委ねるべき。</p> <p>☞☆</p>

<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】 課金体系の在り方については、公正有効競争が機能している市場と、機能していない市場とで、区分して考える必要があると考えます。 公正有効競争が機能している市場においては、個別事業者のビジネスモデルに基づき、多様な料金設定の在り方が認められるべきですが、公正有効競争が機能していない市場においては、当該市場のサービス提供者が、その独占的地位を濫用し追加的料金を課すこと等により、不当な利益を得ることにつながる恐れがあるため、まず競争ルールを整備し公正有効競争を機能させる必要があります。 具体的には、(2)1)にて後述するような以下の項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - ボトルネック性が存在する市場において、公正有効競争を機能させるための接続ルールの在り方 (例 1) ボトルネック性を有するアクセス網における分岐端末回線単位の接続の実現に向けた課題整理 (例 2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）の構築する次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）及び地域 IP 網におけるマイライン相当サービス※の実現に向けた課題整理 <p>※ 固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、NTT-NGN 利用者及び地域 IP 網利用者においても複数の事業者のネットワークを選択し得るサービス</p> <p>【関連意見】 NTT-NGN や地域 IP 網等においては、ボトルネック性を有するアクセス網における分岐端末回線単位の接続が実現されていない等、競争阻害的な構造が存在し、ユーザのネットワーク選択の自由が確保されない恐れが高いと考えます。従って、追加課金等の議論以前に、OSU 共用等の措置を早急に講じ、アンバンドルの推進や接続コストの適正化を図ることで、公正有効競争が実現し得るアクセス網の開放を促進することが先決であると考えます。本件の詳細については、(2) 1) で後述します。</p>	<p>■課金体系の在り方については、公正競争が機能している市場とそうでない市場を区別し、後者については競争ルールの整備が必要。 ☆</p>
---	--	---

	N T T 西日本	<p>今後のブロードバンド市場の持続的な発展のためには、上位レイヤーの各種サービスやブロードバンド通信サービスを提供するために必要となる通信網増強をネットワーク構築事業者が柔軟に行うとともに、そのコストを確実に回収できる仕組みを設けることにより、ネットワーク設備構築のインセンティブを確保する必要があると考えます。</p> <p>発生した通信網増強コストについては、最終的にはエンドユーザに負担していただくことになると考えますが、ブロードバンド需要の喚起やブロードバンド市場全体の拡大等を促す観点から、中間的に各サービス提供事業者間でどのようにコスト負担し、誰に対してどのように最終的なコスト負担を求めていくことが望ましいのか、現時点で見通すことは難しく、またコスト負担に関して固定的な取り決めを行った場合、今後の通信網増強方法の選択肢を狭め、結果的にコスト削減の機会を奪う虞もあることから、当該課題については、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねるという視点での検討が必要であると考えます。</p>	<p>■ブロードバンド市場の持続的な発展のためには、通信網増強をネットワーク構築事業者が柔軟に行うとともに、そのコストを確実に回収できる仕組みが必要。</p> <p>☞☆</p> <p>■各サービス提供事業者のコスト負担の在り方については市場原理に委ねるという視点での検討が必要。</p> <p>☞☆</p>
1) ②ネット混雑への対応に係るその他の対応策	イー・アクセス イー・モバイル	<p>事業者間接続における QoS については、参考となる一定の基準・指標を設けることについては賛同しますが、エンドユーザ向けのサービスにおいてそのような基準値を一概に設けることについては、運用の煩雑化、機器の追加導入が容易に予想され、事実上困難であると判断します。</p> <p>また、事業者間接続においても、エンドユーザへのサービスがベストエフォートとなっているものについては、事業者内の QoS と事業者間の QoS を区分して定量化することが非常に困難であり、効果が限定されるので不要であると考えます。</p>	<p>■事業者間接続における QoS の参考基準を設けることは妥当であるが、エンドユーザ向けに当該基準値を一律に設けることは事実上困難。また、事業者間接続においても、事業者内 QoS と事業者間 QoS を区別した定量化は非常に困難。</p> <p>☞☆</p>
	ヤフー	<p>現在、地域 IX はあまり使用されておらず、東京と大阪の IX のみに集中している。東京や大阪に危機があった場合、わが国のインターネットは破綻することになることを考えると、これに対する方策はきちんと議論されるべきであり、行政にて誘導する方法や回線の無償貸与等といった具体的な方策の内容が盛り込まれることを期待する。</p>	<p>■東京・大阪への IX の集中について改善策の検討が必要。</p> <p>☞☆</p>
3) その他の検討課題	ヤフー	<p>そもそも、自由競争が機能する市場であることを前提に、いかなる価格体系を設定するかについては事業者の選択に委ねられるのが原則である。この分野においても、それを実現するためには、自由競争が確保されているかどうかをモニタリングする機能が必要であり、また、いずれかのレイヤーが優位性を持っている場合には健全な価格形成が阻害される恐れがあるためそれを解消していく必要があるだろう。そうした中において、さらなるイノベーションが実現し、多様なビジネスモデルが生まれることになるの</p>	<p>■競争が機能する市場での価格体系の設定は事業者の選択に委ねるのが原則であり、競争が確保されているかどうかのモニタリング機能と競争が阻害されている場合の問題解消が必要。</p> <p>☞☆</p>

		で、その仕組みをいかに担保すべきであるかについて議論されることが望まれる。	
	USEN	<p>コスト負担の公平性は事業構造・ネットワーク構造から合理的に判断すべきで、一部のボトルネック設備を除き、基本的には市場原理に委ねるべきである。</p> <p>コンテンツプロバイダと直接接続する通信事業者間ではトラフィック量に応じた料金設定が行われており、市場メカニズムが正常に機能していると考ええる。</p> <p>通信網増強は、個々の事業者が現状の料金の改定、帯域別料金の新設、顧客獲得コスト、広告モデルなどのビジネスモデル自体等を総合的に勘案し、当該事業者の経営判断に委ねるべきで、市場支配力を有する事業者以外の通信事業者の判断について、何らかの規制や検証は真に必要な場合以外には実施すべきではないと考ええる。</p> <p>このような状況下で、例えば、コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者以外のインフラコストを負担するなど、利用者やコンテンツプロバイダが、コンテンツ配信のためにさらにコストを負担する事は通信事業者に対しての二重払いとなり、常識的には考えがたいことであると思われる。</p>	<p>■コスト負担の公平性は事業構造・ネットワーク構造から合理的に判断すべきで、一部のボトルネック設備を除き、基本的には市場原理に委ねるべき。</p> <p>☞☆</p> <p>■コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者のインフラコストを負担する等は（コストの）二重払い。</p> <p>☞☆</p>

(2) ネットワークの利用の公平性の確保

項目	意見		ポイント
	提出者		
	ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>【提案】</p> <p>図3にて示したとおり次世代ネットワークとインターネットが共存する状況下においては、端末レイヤとアプリケーションレイヤの接続を確保する上で、様々なビジネスモデルの登場が想定され、ユーザが次世代ネットワークとインターネットから二者択一の選択を行うわけではなく、様々な経路で自由にサービス選択を行うことを確保する必要があります。</p> <p>よって、図2にて示したとおり、ネットワークの利用の公平性確保の観点では、ネットワークそのものの選択の自由だけでなく、利用するアクセス回線やネットワークの選択に依らず、次世代ネットワーク、インターネット双方のアプリケーション、プラットフォームを自由に選択可能とすることも重要であると考えます。</p> <p>従って、これらの選択の自由を確保するため、以下の項目について、本</p>	<p>■利用するアクセス回線やネットワークの選択によらず、次世代ネットワーク、インターネット双方のアプリケーション、プラットフォームを自由に選択するための接続ルールの在り方（NGN間の相互接続時におけるエンドエンドの一体的なQoS確保の仕組み、マルチキャスト配信の相互接続等）について検討が必要。</p> <p>☞☆</p>

		<p>懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 利用するアクセス回線やネットワークの選択に依らず、次世代ネットワーク、インターネット双方のアプリケーション、プラットフォームを自由に選択可能とする接続ルールの在り方 (例) 次世代ネットワーク同士の相互接続時の課題整理（エンドエンドでの一体的な QoS 確保の仕組み、マルチキャスト配信の相互接続等） <p>【関連意見】</p> <p>＜次世代ネットワーク同士の相互接続時におけるエンドエンドでの一体的な QoS 確保の仕組みについて＞</p> <p>次世代ネットワークにおいては、エンドエンドでの QoS 確保（アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等）やセキュリティ確保（認証、暗号化等）が重要となります。今後、複数の事業者が次世代ネットワークの構築を行い、サービス提供を行うことが予想されることから、単一の通信事業者の次世代ネットワークについて議論するだけでなく、各通信事業者の次世代ネットワークが相互接続されている状態を念頭に置いた上で、エンドエンドでの QoS 及びセキュリティ確保を行う仕組みを早急に整備することが必要です。</p> <p>＜NTT 東西による事業者を超えたマルチキャスト配信の確保＞</p> <p>接続事業者に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から接続事業者の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続を実現することが必要です。</p>	
1) アクセス網の多様化の推進	イー・アクセス イー・モバイル	<p>事実上、固定のブロードバンドアクセスである FTTH 市場は、NTT 東西の市場シェアが高まっており、多くの地域でエンドユーザの選択肢が限られている状況です。したがって、アクセス網の多様化を推進させるためには、設備競争だけでなく NTT 東西の効率的な FTTH アンバンドルを早期に実現するなどしてサービス競争を促進させる必要があると考えます。</p>	<p>■アクセス網の多様化に向けた NTT 東西の効率的な FTTH アンバンドリングの早期実現などサービス競争の促進が必要。</p>

<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】 ブロードバンド化の進展に伴い、多様な端末を利用するユーザが、アプリケーション、プラットフォーム等を自由に選択することを可能とするために、アクセス回線における多様化の必要性も認められるところです。 しかしながら、次世代ネットワークとインターネットが共存する環境下においても、ボトルネック性を有する NTT 東西の設備の存在や、広帯域無線アクセス（BWA）における事業参入上の制約等により、アクセス回線の多様化には限界があり、現に光サービス市場では、NTT 東西の独占性が高まっている点に留意すべきです。 従って、アクセス回線の多様化のみならず、利用者が NTT 東西のアクセス回線を選択した際に、他事業者のネットワーク（次世代ネットワークも含む）を自由に選択できるようにする等、アクセス網のオープン性を十分に確保することが重要です。この点を踏まえ、以下に挙げる項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - ボトルネック性が存在する市場において、公正有効競争を機能させるための接続ルールの在り方 <ul style="list-style-type: none"> （例 1）ボトルネック性を有するアクセス網における分岐端末回線単位の接続の実現に向けた課題整理 （例 2）NTT-NGN 及び地域 IP 網におけるマイライン相当サービスの実現に向けた課題整理 <p>【関連意見】 <ボトルネック性を有するアクセス網における分岐端末回線単位の接続> NTT-NGN や地域 IP 網のアクセス網における加入者回線のボトルネック性に対応する競争ルールを整備することが必要です。 『『次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申（案）に対する意見募集』に対する弊社意見書（平成 19 年 2 月 28 日）』（以下、「NGN 接続ルール弊社意見書」という。）にて記載しているとおり、現行のシェアードアクセス方式における 8 分岐単位の光ファイバ貸し出し方法には構造的な競争阻害要因が存在するものと考えており、これを OSU 共用による分岐端末回線単位の接続とすることにより、公正競争の促進、料金低廉化による需要喚起及びブロードバンド基盤の全国整備につながるものと考えます。</p>	<p>■NTT東西のアクセス網のオープン性の確保が必要。</p>
---	--	----------------------------------

		<p>なお、本件については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申（平成 20 年 3 月 27 日）」（以下、「NGN 接続ルール答申」という。）において、F T T Hサービス提供コストの低廉化を図る観点で、まずは「1 芯当たりの加入光ファイバ接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる」とされ、NTT 東西の需要の見直し等を求める措置が示されていますが、需要変更等に基づき、接続料の多少の値下げが行われるだけでは、一向に効果がなく、競争が進展するレベルに至るとは考えられません。</p> <p>加えて、上記答申において、「F T T H市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である」とされていますが、このような受け身の政策のみでは、NTT の独占傾向に歯止めが掛けられず手遅れとなることから、早急に競争促進を図るべく政策の転換を行うことが必要であると考えます。従って、OSU 共用の議論のみならず、NTT 東西アクセス網の分離を含めた NTT グループの在り方の抜本的な見直しをすぐにでも行うことが必要です。</p> <p>OSU 共用に係る弊社意見の詳細につきましては、「NGN 接続ルール弊社意見書」を参照願います。</p>	
N T T 西日本		<p>「利用者がアクセス網を経由して次世代ネットワークとインターネットを自らの選択によって自由に経路選択してコンテンツ・アプリケーションにアクセスできる環境が望ましい」とされている点について、コンテンツプロバイダがコンテンツ・アプリケーションをどのような経路で流通させたいか等に関わる話であり、全てのコンテンツプロバイダが全てのコンテンツ・アプリケーションをインターネット経由で流通させることを望むとは限らないため、また、その実現に要する費用等を勘案すると、利用者にとっても任意のコンテンツを任意の経路で利用できるようになることが望ましいとは限らないため、個々のコンテンツ・アプリケーションへの自由な経路選択の確保を義務づけず、市場原理に委ねるといふ視点での検討が必要であると考えます。</p> <p>C A T V事業者等がブロードバンドアクセス網を自前で構築する際の素材となる基盤設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、C A T V事業者等が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、C A T V事業者等の参入機会の均等性は確保されており、プロ</p>	<p>■個々のコンテンツ・アプリケーションへの自由な経路選択を義務付けるのではなく、市場原理に委ねるといふ視点での検討が必要。</p> <p>☆</p>

		<p>ードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有することもある等、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者も、通信・放送の融合が進む中、電力会社・当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去5年間で契約数を1.5倍の2,700万世帯（再送信のみを含む）に増加させています。</p> <p>また、このようにCATVをはじめアクセス網の多様化が進展している状況を踏まえれば、ブロードバンド市場の競争状況を評価するにあたり、FTTHという狭い捉え方ではなく、少なくともCATVブロードバンドサービス、将来的にはWiMAX等の高速無線アクセスサービスを含めた市場で判断することが適当であると考えます。</p> <p>このような捉え方を見た場合、当社のシェアは西日本マクロで46.6%（平成19年9月末）に止まり、30府県中19府県で当社シェアが50%を下回り、うち10県ではCATV事業者のシェアが当社シェアを上回っています。三重、富山、福井、山口のCATV事業者のシェアは、68.8%、62.4%、59.3%、54.5%（平成19年9月末）と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にある等、ブロードバンドサービス市場では、当社とCATV事業者等の間で多様な競争が進展しています。</p> <p>各事業者が自らのリスクで自前のネットワークを構築し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促し、CATVの高度化・高速化をはじめ、設備競争を通じたブロードバンドアクセス網の多様化を図っていくことは、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上に繋がるものと考えます。</p>	<p>■各事業者が自らのリスクで自前のネットワーク構築等を行う設備競争を通じたブロードバンドアクセス網の多様化が必要。</p>
<p>2) IPv6への移行が市場構造に与える影響</p>	<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】</p> <p>全世界的にインターネット利用者が急増している状況において、国内インターネット網のIPv6化の進展を円滑に進めることが必要です。これに関連し、「NGN接続ルール答申」において、IPv6アドレスの提供に関し、NTT東西が技術的問題の解消について早急に検討すること、あるいは、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期における差別的取扱いを回避する等の取組を行うことが必要とされています。</p> <p>本件については、事業者間において多くの利害が対立することも想定さ</p>	<p>■インターネットの円滑なIPv6移行を進めるため、NTT東西のNGNに接続するISPが利用者に対してIPv6アドレスを提供可能とするための技術的課題の解消策や、IPv6への移行期におけるIPv4とIPv6による接続との間の不当な差別的取扱いを回避するためのルールの在り方</p>

		<p>れ、単に、NTT 東西における検討や自主的取組を促すのみでは十分でないことから、差別的取扱いを回避するためのルール化を図るべく、以下に挙げる項目について、本懇談会や「IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する作業部会（仮称）」のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT-NGN に接続する ISP 事業者が、利用者に対し IPv6 アドレスを提供可能とするための技術的問題の解消の在り方 - IPv6 への移行期における IPv4 と IPv6 による接続との間での不当な差別的取扱いを回避するルールの在り方 <p>【関連意見】</p> <p>IP マルチプレフィックスの問題については、NTT-NGN におけるネットワーク部分とアクセス回線を分離し、ISP 事業も可能である NTT コミュニケーションズがネットワーク部分を提供していれば発生しない問題であると考えます。</p> <p>従って、本問題の解消のため、NTT 東西が ISP 事業へ進出を行う（活用業務としての認可を含む）といった安易な対応を行うことは、絶対に認められるべきものではありません。</p>	<p>等について検討が必要。 ☞☆</p>
2)①IPv6 への移行と ISP の事業展開の在り方	KDDI	<p>NTT 東西の NGN の活用業務の認可条件で、「IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題について、ISP 事業者等との積極的な協議を行うこと」とされており、当該事項が適正に遂行されることを期待するが、本件に留まらず IPv6 移行に伴う諸課題について議論することには賛成する。</p> <p>日本の次世代ネットワークとしての機能が期待される NTT 東西の NGN ですが、NGN 自体がユーザ向けに IPv6 アドレスを払いだす現在の仕様においては、接続事業者は、エンドユーザがインターネットに接続するために IPv6 アドレスを割り振ることが出来ず、柔軟なサービス展開を妨げる結果を招く懸念があります。「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」の検討内容から、永続的な IP アドレス枯渇回避方策としては IPv6 への移行は必須と読み取れますが、NTT 東西の NGN の仕様が現状のまま変更にならなければ、NTT 東西以外の接続事業者は IPv6 技術を採用してインターネット接続サービスを提供するインセンティブが失われ、わが国が IPv6 の普及において他国に遅れを取ることは明確です。</p> <p>よって、NTT 東西の NGN における現在の技術仕様を早急に見直し、接続事業者が柔軟にユーザに対して IPv6 アドレスを割り振ることができるように</p>	<p>○ ■ I P v 6 移行に伴う諸課題についての議論が必要。</p> <p>■ N T T 東西の N G N における技術仕様を見直し、接続事業者が柔軟に利用者に対して I P v 6 アドレスを割り振ることを可能とすることが必要。 ☞☆</p>
	イー・アクセス イー・モバイル		

		<p>すべきです。また、そのために必要なコストを、ISPに転嫁することにより競争環境やIPv6への移行に悪影響がないように、NTT東西の負担で実施することが適当だと考えます。</p> <p>更に、今後 FMC やユビキタスネットワークの提供に必須と思われる国際標準に則った NGN の普及にあたっては、このような IPv6 問題が発生しないように業界内でガイドラインやプロファイルの作成を進めるべきだと考えます。</p>	
	NTT西日本	<p>IPv4からIPv6への移行については、ISP事業者が保有するIPv6アドレスを用いて、直接お客様に対してインターネット接続サービスを提供することを含めて、現時点では技術的な課題等があるため、IPv6の今後の普及状況・技術動向・サービス性・移行コスト等を勘案して検討していく必要があると考えますが、本課題はIPv4アドレスの枯渇問題に端を発しており、インターネット業界全体で考えるべき問題であると考えます。</p> <p>また、本課題の解決にあたっては、国際的な標準化動向等を見据えながら、国際的な議論の場への働きかけを行う等、国を挙げて取り組む必要があると考えます。</p>	<p>■ IPv6への移行について、ISP事業者が自らのIPv6アドレスを用いて直接利用者にインターネット接続サービスを提供することを含め、現時点では技術的な課題があり、インターネット業界全体で考えるべき問題。</p> <p>☞☆</p>

(3) 新たに検討すべき課題

項目	意見		ポイント
	提出者		
1) 新しいビジネスモデルの登場に対応したルールの在り方	イー・アクセス イー・モバイル	<p>現在の NGN 技術仕様においては、接続事業者による柔軟なサービス展開が困難であり、NTT東西の定めた仕様に縛られたサービスしか提供できず、公平性が確保されているとは言い難い状況にあります。NTT東西自身が提供するサービスと NGN への接続事業者が提供するサービスの明確な住み分け、差別を可能とすることは、今後の競争の公平性を確保する上で必須だと判断します。</p>	<p>■ NGNを用いてNTT東西が提供するサービスと接続事業者の提供するサービスの差別化（接続事業者による柔軟なサービス展開）を可能とすることが競争の公平性の確保において必須。</p> <p>☞☆</p>
1) ①責任分担モデルの在り方	ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>【提案】 「IP 端末部会」において検討されている責任分担モデルを本懇談会等にて取り上げる際には、当該部会の議論の前提となっている次世代ネットワークのモデルを明確化すべきと考えます。</p> <p>図 3 にて示したとおり、次世代ネットワークとインターネットが共存する状況下においては、多様なビジネスモデルの形態が存在するため、その</p>	<p>■ 次世代ネットワークやインターネットのビジネスモデルにおける多様な形態ごとの責任分担の在り方について検討が必要。</p> <p>☞☆</p>

		<p>モデル毎に責任分担の在り方を整理するという視点が必要になると考えます。</p> <p>従って、以下に挙げる項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 次世代ネットワークやインターネットのビジネスモデルにおける多様な形態毎の責任分担の在り方 	
	N T T コミュニケーションズ	<p>サービス提供者の多様化に伴い責任主体が複雑化する現状を鑑みれば、責任分担モデルの検討は、消費者保護の観点から賛同するところですが、検討にあたっては、インターネットの基本精神や市場競争・技術開発の進展への影響に配慮することが必要と考えます。</p>	<p>○</p> <p>■インターネットの基本精神や市場競争・技術開発の進展への影響への配慮が必要。</p> <p>☞☆</p>
1) ②新しいビジネスモデルの登場と競争ルールとの関係	K D D I	<p>②で指摘されている、“登場済み”の新ビジネスモデルが競争ルールの在り方に与える影響の評価と見直しの方向性検討に賛成するものの、インターネットの発展を阻害する可能性につながるルールの在り方の議論とならないよう注意すべき。具体的な事例（新しいビジネスモデル）に対するルールの在り方については必要に応じて議論すべきだが、具体的なビジネスモデルがない中で先行したルールの在り方を検討することは過度な規制につながる恐れがあると考える。</p>	<p>○</p> <p>■新ビジネスモデルが競争ルールの在り方に与える影響等の検討に際しては、具体的な事例に即して議論すべき。</p> <p>☞☆</p>
	U S E N	<p>「料金設定について、事前規制が基本的に廃止された現在においても、通信事業者は、電気通信事業法に基づき、サービス提供の際は、不当に差別的な料金設定や他の事業者との間に不当な競争を引き起こす料金の設定が禁じられているところである」(P.6)が、ビジネスモデルの多様化に伴い、当該規律の適用が、ビジネス各プレーヤー間で公平中立に適用可能かどうか、また、規律の適用に際しての運用基準がどのようなものかといった点の見通しの方向性の検討においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者が事業領域をコンテンツ・アプリケーションレイヤーに拡大、または、広告収入モデルを一部導入するとしても、それは、当該企業としての経営判断であることを前提とした議論 ・レイヤー間の連携の加速が予想される状況下、現在のトランジットコストと同レベルの料金水準、ボリュームディスカウントやレベニューシェアなどに対応できる、ビジネスベースでの柔軟な料金体系について、通信事業者が導入する場合の上記規律についての事後規制の枠組みの検討をお願いしたい。 	<p>■料金規制の適用に係る運用基準について、ビジネスベースでの柔軟な料金体系を通信事業者が導入する場合の事後規制の枠組みの検討が必要。</p> <p>☞☆</p>

<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】 新たなビジネスモデルが登場し、市場統合や市場連携が強化される場合等、ボトルネック性に起因する市場支配的な通信事業者への競争ルールが十分に機能しなくなる懸念も存在することから、既存の競争ルールが公正競争の確保において十分であるかという視点が必要と考えます。 従って、以下に挙げる項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新たなビジネスモデルの登場に伴う、ボトルネック性を有する通信レイヤから上位レイヤへの市場支配力の濫用による上位レイヤにおける公正競争阻害の可能性 - 新たなビジネスモデルの登場に伴う、ボトルネック性を有する通信レイヤの市場支配力が上位レイヤにおける競争優位性を有するコンテンツと結びつくこと等による、通信レイヤ及び上位レイヤ双方における公正競争阻害の可能性 <p>【関連意見】 利用者により自己増殖的に発展していく特性を有するインターネット上のビジネスモデルに代表されるような多様なサービス提供形態が登場することを今後も阻害しないためにも、自由競争を基本とすべきであり、仮に各種規律の適用の在り方について議論がなされる場合には、多様なビジネスモデルが過度な制約を受けることのないよう、十分に配慮すべきと考えます。 その一方で、接続料の透明性確保等のため、ボトルネック性を有する指定電気通信設備を設置する事業者に対して現状課されている各種ルール（接続料原価の在り方等）については、安易に緩和することは認められません。</p>	<p>■市場統合等が進展する中、既存の競争ルールが十分かどうかという視点が必要であり、ボトルネック性を有する通信レイヤから上位レイヤへの市場支配力の濫用や、ボトルネック性を有する通信レイヤの市場支配力が上位レイヤにおける競争優位性を有するコンテンツと結びつくことによる公正競争阻害の可能性について検討が必要。 ☞☆</p>
<p>N T T 西日本</p>	<p>ブロードバンド市場は、これから発展していく市場であることから、ブロードバンドサービスの普及・拡大を図るためには、各事業者の創意工夫を促し、多様なビジネスモデルに対応した柔軟かつ自由な料金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要であり、それが利用者利便の向上にも資するものと考えられます。 したがって、事前に料金上の規制を課すことなく、自由競争の結果弊害</p>	<p>■事前に料金上の規制を課すことなく、自由競争の結果弊害が生じた場合、それを事後的に是正するアプローチの採用が適当。 ☞☆</p>

		<p>が生じた場合に、それを事後的に是正するアプローチを採用することが適当であると考えます。</p> <p>具体的には、以下のとおり、検討アジェンダ（案）に記載されている、不当に差別的な料金設定や他の事業者との間に不当な競争を引き起こす料金の設定が行われている懸念のある事案に対し、必要に応じ、事後的に対処することが考えられます。</p> <p>当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の場合、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供されていますが、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料にしても利益が出せる理由について、当該移動体事業者の公式ホームページでは、「自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出せる」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。</p>	
1) ③ボーダーレスなインターネットの普及に対応した競争ルールの在り方	KDD I	<p>ボーダーレスなインターネットの普及において、国内法規だけでは対処できない問題について行政機関の国際的な連携による施策を期待するところであり、本懇談会で議論することに賛同する。</p>	
	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> 検討アジェンダ（案）(P6)に「インターネットはそもそも国内・国際市場がシームレスかつ有機的に連携」とあるように、インターネットの世界は、ボーダーレスかつシームレスに自律的な発展を続けております。そして、インターネット上のISP間の接続は、世界的にピアリング／トランジットという形態で取引されております。 仮に、我が国においてエンドエンド料金設定を前提とした接続料による精算スキームが画一的に適用され、柔軟な取引形態が阻害されるならば、設備投資インセンティブの低下を招き我が国のICT市場の発展を阻害するおそれも生じます。 従って「競争ルールの在り方」に係り日本独自の競争ルールとならないよう、世界的なインターネット上のISP間の接続にかかる取引との整合性を勘案した検討がなされるべきと考えます。 	<p>■競争ルールの在り方について、日本独自の競争ルールとならないよう、世界的なインターネット上のISP間の接続に係る取引との整合性を勘案した検討がなされることが必要。</p> <p>☞☆</p>
	NTTレゾナント	<ul style="list-style-type: none"> ボーダーレスなインターネットの普及に対応した公正競争確保のための環境整備が必要なものの一つとして、検索サービス提供に係る著作権法の改正があります。 検索サービスについては、平成19年第1回文化庁文化審議会法制問題小委員会（2007年3月19日）において、「我が国の著作権法上の権利侵害（複製、翻案、公衆送信）を問われる可能性があることから、国内に 	<p>■検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急な検討が必要。</p> <p>☞☆</p>

		<p>において検索データベースを構築することがためらわれている」旨の指摘がされているように、現行の著作権法による規制が存在することを理由として、我が国の検索サービス提供事業者が国内にデータベース拠点を設けることを回避する動きにつながっています。このような動きは、データベースに障害が発生した場合の復旧に係るリスクを増大させるなど、日本の情報産業振興、ひいては国際競争力の観点から非常にマイナスであると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> このような状況の中で、「知的財産推進計画 2007」（知的財産戦略本部、2007年5月）においては、「ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007年度中に結論を得る」とされています。また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が2007年10月に発表した「中間まとめ」の中でも、「著作者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当」、「具体的な立法措置の在り方を明らかにすることが必要」とされ、かつ、第23回文化審議会著作権分科会（2007年10月12日）においても、「わが国でも検索エンジンが適正にしっかり普及していく環境を作ることはとても重要であり、きちんと論点を検討した上で、早急に結論を出すべき」とされています。それにもかかわらず、未だに、著作権法の改正等の具体的な解決には至っておりません。 以上のことから、検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急に進めて頂く必要があると考えます。 	
	<p>ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル</p>	<p>【提案】 ボーダーレスなインターネットの普及においても、通信レイヤ、特にアクセス網におけるボトルネック性を有する事業者に対する措置を堅持し、市場全体における公正有効競争の確保を図ることが、引き続き重要です。特に、インターネットの普及や市場のグローバル化が進展する中で、アクセス網におけるボトルネック性を有する事業者と上位レイヤの競争阻害的な連携については、一層の留意が必要です。</p> <p>この点からも(3)1)②にて述べた以下の項目案について、本懇談会等のアジェンダとして追加することは有効と考えます。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなビジネスモデルの登場に伴う、ボトルネック性を有する通信レイヤから上位レイヤへの市場支配力の濫用による上位レイヤにおける 	<p>■上位レイヤの市場支配力については一般法である独占禁止法に基づいて措置を講ずることが基本であり、事前の競争ルールとして論じることは過度なルール化につながり得るもの。</p> <p>☞☆</p>

		<p>公正競争阻害の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新たなビジネスモデルの登場に伴う、ボトルネック性を有する通信レイヤの市場支配力が上位レイヤにおける競争優位性を有するコンテンツと結びつくこと等による、通信レイヤ及び上位レイヤ双方における公正競争阻害の可能性 <p>【関連意見】</p> <p>「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（2007年9月）」において、インターネットのボーダーレス化に伴う上位レイヤと下位レイヤの市場特性（地理的制約等）の違いを踏まえた競争政策について触れられていますが、上位レイヤの市場支配力については、一般法である独占禁止法に基づき、措置を講じることが基本であり、事前の競争ルールとして論じることは過度なルール化に繋がり得るものとして、好ましくないものと考えます。</p> <p>寧ろ、前述のとおり、ボトルネック性を有する事業者に対する措置を堅持し、市場全体における公正有効競争の確保を図ることが、引き続き重要であると考えます。通信レイヤと上位レイヤとの連携の観点においては、例えば、NTTグループがその市場支配力を濫用することで、特定のコンテンツを独占的に配信する等の行為にも注視が必要です。特に、上位レイヤにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTTグループが、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤ及び上位レイヤ双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。</p> <p>【提案】</p> <p>経済的規制のみならず、インターネットの普及等に伴い、社会的規制の観点でも新たな課題（例として、迷惑メール対応等）が生じる可能性があると考えます。なお、規制の在り方や対象の特定においては、中立性の確保を図ると共に、国内の消費者の利便性や経済性を損ねることの無いようにルール化の範囲に留意する必要があるものと考えます。</p> <p>従って、以下に挙げる項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 社会的規制における新たな課題整理（コスト負担の在り方等） 	
--	--	--	--

	NTT西日本	<p>今後、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレーヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論することは競争中立性の観点から問題があるため、上位レイヤーで市場支配力を有するドミナント事業者による市場支配力の行使等についても議論を深める必要があると考えます。</p> <p>特に、上位レイヤーにおいては地理的制約のないグローバル市場全体でのネットワーク効果が働く可能性があるため、国内市場に閉じた議論に止まるのではなく、ボーダーレス化を意識して、例えば、我が国の上位レイヤー市場において市場支配力を有する諸外国の事業者による市場支配力のレバレッジ等がその他のレイヤーに与える影響についても注視していく必要があると考えます。</p>	<p>■上位レイヤーにおいて地理的な制約のないグローバル市場全体でのネットワーク効果が働く可能性があるため、ボーダーレス化を意識して、我が国の上位レイヤー市場において市場支配力を有する諸外国の事業者による市場支配力のレバレッジ等がその他のレイヤーに与える影響についても注視が必要。</p>
2) その他検討すべき課題	USEN	<p>移動通信市場においては、周波数が割り当て制で免許事業であるため市場競争原理が働きづらく、固定通信市場に比べて競争が起こりにくい状況にあると考える。移動通信市場自体はクローズドであるが、フルブラウザの搭載等によりオープン化も始まっており、今後の動向はインターネット政策に大きな影響を与えられられる。</p> <p>一方で、一部の事業者では固定通信と移動通信をセットにした割引キャンペーン等が行われており、移動通信を持たない事業者にとっては不利な状況である。</p> <p>今後は移動通信についても、固定通信との連携の在り方について議論の対象とすべきであるとする。</p>	<p>■競争原理が働きにくい移動通信について、固定通信との連携の在り方に関する検討が必要。</p> <p>☆</p>
	ソフトバンクBB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>【提案】 <地上デジタルテレビジョン放送のIP再送信について> 地上デジタルテレビジョン放送のIP再送信に関して、光ファイバが普及していないエリアでの難視聴対策のための取り組みを本懇談会等の場を活用し、具体化していくことが必要と考えます。 従って、以下の項目について、本懇談会等のアジェンダとして追加することを提案します。</p> <p>[追加検討項目案]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 光サービス以外による地上デジタルテレビジョン放送のIP再送信に係る検討 - IP再送信設備のNTT東西を含む複数事業者間での共同設置/利用の実現に向けた検討 	<p>■光サービス以外による地上デジタルテレビジョン放送のIP再送信や、IP再送信設備のNTT東西を含む複数事業者間での共同設置・利用の実現に向けた検討が必要。</p>

<p>NTTコミュニケーションズ</p>	<p>ボーダーレスなインターネットの普及に対応した公正競争確保のための環境整備が必要なものの一つとして、検索サービス提供に係る著作権法の改正があります。</p> <p>検索サービスについては、平成19年第1回文化庁文化審議会法制問題小委員会(2007年3月19日)において、「我が国の著作権法上の権利侵害(複製、翻案、公衆送信)を問われる可能性があることから、国内において検索データベースを構築することがためられている」旨の指摘がされているように、現行の著作権法による規制が存在することを理由として、我が国の検索サービス提供事業者が国内にデータベース拠点を設けることを回避する動きにつながっています。このような動きは、データベースに障害が発生した場合の復旧に係るリスクを増大させるなど、日本の情報産業振興、ひいては国際競争力の観点から非常にマイナスであると考えられます。</p> <p>このような状況の中で、「知的財産推進計画2007」(知的財産戦略本部、2007年5月)においては、「ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007年度中に結論を得る」とされています。また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が2007年10月に発表した「中間まとめ」の中でも、「著作者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当」、「具体的な立法措置の在り方を明らかにすることが必要」とされ、かつ、第23回文化審議会著作権分科会(2007年10月12日)においても、「わが国でも検索エンジンが適正にしっかり普及していく環境を作るとはとても重要であり、きちんと論点を検討した上で、早急に結論を出すべき」とされています。</p> <p>それにもかかわらず、未だに、著作権法の改正等の具体的な解決には至っておりません。</p> <p>以上のことから、検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急に進めて頂く必要があると考えます。</p>	<p>■検索サービス提供に係る著作権法の改正について早急な検討が必要。</p> <p>☆</p>
----------------------	--	--